

社会福祉法人三種町社会福祉協議会  
評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三種町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員の報酬等の支給は、次の通りとする。

- (1) 会長については、原則週3日の勤務とし、報酬を支給する。
- (2) 評議員及び会長以外の役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。

(報酬等の算定方法)

第3条 会長に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

- 2 評議員及び役員が職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬の支給は、毎月初日から末日を報酬計算上の1か月とし、当該月の末日までに会長の指定する金融機関の会長本人の預金口座に振り込むものとする。

- 2 評議員及び会長以外の役員の費用弁償については、法人業務の都度、現金で支払うものとする。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日以後最初に召集される定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この規程の施行により、平成26年4月1日施行の「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

別表1 評議員及び会長以外の役員の費用弁償額

区分	費用弁償
金額	法人業務への出席1回につき 2,000円

別表2 会長報酬

区分	報酬
金額	月額 50,000円